

強制排除された「不法占拠者」の生活再建に対する社会的責任  
——インドネシア南スマトラ州の産業造林事業地における  
強制排除事件を事例に——

笹岡正俊\*

Social Responsibility for the Life Reconstruction of Evicted “Encroacher”:  
A Case of Forcible Eviction from the Industrial Tree Plantation in South  
Sumatra, Indonesia

SASAOKA Masatoshi\*

Abstract

This study focuses on the incident in which the district forestry service in cooperation with local police, military officers and a tree plantation company, PT Musi Hutan Persada (PT MHP), forcibly evicted ‘illegal’ encroachers from its concession area (Cawang area) in South Sumatra, Indonesia. This study aims to depict the process of encroachment by explaining the underlying causes of the large-scale illegal occupation in a conservation block created by the tree plantation company, and then discuss the social responsibilities that governmental organizations and the company should engage in for the life reconstruction of those who were evicted.

The main data used in this study were narrative data collected through the interviews with encroachers, staff members of the related governmental organizations such as the district forestry service, the natural resource conservation agency in South Sumatra, and a local environmental NGO. These interviews were conducted intermittently in August 2016, March 2019, and August-September 2019.

The main research findings are as follows. Encroachers started to migrate to Cawang area from around 2010. They engaged in the small-scale farming of rubber, cassava, maize etc. on 2-3 hectares of land. They were unaware that the Cawang area is inside a conservation block where people are prohibited from cultivating. In addition to these encroachers’ ‘ignorance’ of the legal status of the land, important underlying causes that created the large-scale illegal occupation were the defect in the scheme of state sponsored immigration program, Trans HTI, and the default of PT MHP in concession area management.

---

\* 北海道大学大学院文学研究院; Faculty of Humanities and Human Sciences, Hokkaido University, Kita 10 Nishi 7, Kita-ku, Sapporo, 060-0810, Japan / m.sasaoka@let.hokudai.ac.jp

Based on these findings, this study recommends that the governmental organizations and the company should be responsible for the life reconstruction of those who were evicted.

キーワード：不法占拠，土地紛争，産業造林型移住事業，強制排除，社会的責任

**Keywords:** encroachment, land conflict, Trans-HTI, forced eviction, social responsibility

## はじめに：問題の所在と本論文の課題

インドネシアでは、1990年代半ばより紙製品の原料となるパルプ原木生産用の産業造林<sup>1)</sup>が急速に進んだ [Forest Trend 2015]。2013年時点で産業造林事業の許可数は254、事業許可の発給対象面積は約1千万ヘクタールに上っている [Pirard et al. 2017]。

急激に拡大した産業造林は各地で地域住民との土地をめぐる争いを引き起こしてきた。1998年までのスハルト政権下では、森林開発によって影響を受ける人びとの声は力で押さえつけられてきた [Yasmi 2009]。しかし、スハルト政権崩壊後、農民たちが土地に対する権利を求めて声を上げるようになり、産業造林企業と農民との土地紛争が表面化し、その数は急増した [Forest Trend (オンライン) 2015]。

その後2000年代に入ってから、産業造林事業が引き起こしてきた様々な問題—天然林伐採による生物多様性消失、泥炭地開発を遠因として頻発する森林火災とそれに伴う二酸化炭素放出による気候変動の促進、事業地（企業が政府から事業許可の発給を受けた土地）内・周辺に居住する住民との土地紛争といった問題—に対して、環境NGOや人権団体による批判が強まり、それらの問題に対する社会の関心も高まった。それを受けて、主要紙パルプメーカーは、天然林の保護、泥炭地の最適管理、土地紛争の回避と解決に向けた責任ある対応などを謳った自主的な行動指針を制定した<sup>2)</sup>。これにより、事業地内の土地をめぐる紛争を「解決」する手段として、企業は強制立ち退きを迫るなどの抑圧的アプローチをとることが難しくなった [笹岡 2019]。

とはいえ、事業地からの「強制排除」の可能性が無くなったわけではない。企業が事業許可を得ている地域（コンセッションエリア）のなかには生態系や希少種の保全のために企

1) 産業の原料生産を目的として樹木を植えること、およびそのようにして造成された森林を一般に産業造林 (industrial timber plantations: ITPs) という。

2) 例えば、世界最大級の総合製紙メーカーのひとつ、アジア・パルプ・アンド・ペーパー社 (Asia Pulp and Paper: APP) は2013年に「森林保全方針 (Forest Conservation Policy)」を制定した [笹岡 2019]。また、APP社に次いでインドネシアを代表する製紙メーカーのひとつであるアジア・パシフィック・リソース・インターナショナル・ホールディングス社 (Asia Pacific Resources International Holdings Limited: APRIL) は2014年に「持続可能な森林管理方針 (APRIL Group's Sustainable Forest Management Policy)」を制定した [WWF Indonesia (オンライン) 2014]。

業が管理しなくてはならない土地がある。インドネシアの現行法によると、産業造林企業は事業地の少なくとも10パーセントを保全目的で管理しなくてはならないことになっている(2015年第12号環境林業大臣規則, P. 12/Menlhk-II/2015)。

また、生物多様性保全や気候変動緩和策の必要性についての認識が広く社会に浸透するなか、企業の社会的責任(corporate social responsibility: CSR)の一環として、事業地内において十分な環境保全策を行うよう求める社会的な圧力も強くなってきている。こうした中、企業による環境保全対策の失敗は、ビジネスにも深刻な影響を与えかねない状況が生まれている。例えば、事業地での環境保全対策を怠ると、森林認証の取得や更新に失敗し、紙製品の市場シェアの低下を招くといった状況である。

このような状況は、コンセッションエリア内の保全区域に入って違法に耕作したり、居住したりしている人びとを排除しようとする動きを再び強めているように思われる。事実、本論文で取りあげる事例のように、企業の事業地内に設けられた保全地区を不法占拠している人たちが強制的に排除される事件が起きている。

近年、生物多様性保全や気候変動緩和といったグローバルな価値の実現を目的とする事業において、私的セクターのアクター(私企業や環境NGO)が広大な土地に対する管理権を手にし、そうした土地の利用から人びとを排除する、「グリーングラブリング(green grabbing)」と呼ばれる現象が世界的にみられる[Fairhead et al. 2012]。こうした現象はインドネシアにおいても確認できる。例えば、インドネシアでは、炭素蓄積など生態系サービスの保全を目的とした「生態系回復事業権(IUPHHK-RE)」の発給が2007年に始まったが、この事業のコンセッションエリアでは、生物多様性保全や気候変動緩和という「公共的」な課題の遂行を図る企業や環境NGOと、事業地を生活の場として利用している不法占拠者との土地をめぐる紛争が激しくなっている[例えば, Silalahi and Erwin 2015]。

インドネシアでは、2013年時点で約2,466万世帯の農家が、2ヘクタールに満たない農地しかもっていない。その内、約1,626万世帯は0.5ヘクタールに満たない零細農家である[Badan Pusat Statistik 2018]。また、全人口の55パーセント近くは、生計維持のためになんらかの形で土地に直接的に依存している人びとだといわれている[Srinivas (オンライン) 2015]。これらのことは、人の手の加えられていない、誰も利用していない土地であるかのように見える産業造林事業地内の保全区域や生態系回復事業の事業地に、今後も多くの人が土地を求めて入り込み、「不法占拠状態」を生み出す可能性があることを示唆している。

以上を踏まえると、企業の事業地になっている森林地域に土地を求めて人びとが入りこむ「不法占拠者」の問題にどう向き合うべきかについて、フィールドで得た知見をもとに議論を重ねていく必要があるように思われる。

そのひとつの試みとして、本論文では、インドネシア共和国南スマトラ州で紙パルプ原

木生産のための産業植林事業を行っているムシ・フタン・プルサダ社 (PT. Musi Hutan Persada: PT. MHP, 以下、M社) の事業地内に「不法」に居住していたチャワン・グミリール (Cawang Gumilir) 集落住民の「強制排除」事件を取り上げる。

南スマトラ州ムシ・ラワス (Musi Rawas) 県東部にブロック・チャワン (Blok Cawang) と呼ばれる地域があるが、チャワン・グミリール集落 (以下、C集落) は、そこを流れるスマングス (Semangus) 川とチャワン (Cawang) 川に挟まれた土地にかつて存在していた集落である。なお、C集落住民の家屋と農地があったこの土地を、住民たちの言い方によって以下「チャワン」と表現する。

M社は1991年に南スマトラ州の広大な土地に対する産業造林事業許可を取得したが、これによりチャワンもM社のコンセッションに組み込まれた。既述の通り、産業造林企業はコンセッションエリア内の一定の条件を備えた場所 (例えば、希少な野生動物の生息場所として重要な場所など) を保護する義務がある。チャワンは、アジアゾウの亜種で、絶滅の恐れのあるスマトラゾウ (*Elephas maximus ssp. sumatranus*)<sup>3)</sup> が季節的に移動するルートの一つになっており、M社が事業許可を取得して以来、事業計画のなかで「保全地区」に指定されてきた。

1990年代半ば、チャワン一帯の森は大規模な火災で焼失した。そこがおそらく生産対象区域外だったことから、森林火災跡地にM社は植林をおこなわず、放置された。そのため、チャワン一帯には、草地にまばらに天然木が生育しているような植生が広がっていた。

そこに2010年ごろから多くの人々が農地を開き、居を構えて住み始めた。各所から移民の流入が続き、最終的には人口900人規模の集落が形成された。その後、県の林業局によってC集落が違法に作られた集落であることが問題視されるようになり (後述)、2015年7月、治安部隊 (警察官および国軍兵士) と県政府職員の支援をうけたM社がC集落住民の農地の一部を破壊するのである<sup>4)</sup>。ただこのときは、農地の一部が更地にされただけで住居は破壊

3) IUCN (世界自然保護連合) が発行する「レッドリスト (The IUCN Red List of Threatened Species)」のなかで、スマトラゾウは最も絶滅の恐れの高い「近絶滅亜種 (CR)」と評価されている [IUCN (オンライン) 2011]。

4) この部分の記述は主に WALHI Sumatra Selatan (online) [2015] に依っている。尚、M社の親会社である丸紅の「回答書」(後述) では、「強制排除」は政府の判断で行われたものと説明されている (M社が破壊行為に直接関与したかどうかについては触れられていないため、その点については依然不明である) [丸紅株式会社パルプ部 2018]。どの組織がいかなる法的根拠に基づいて「強制排除」を行ったのか、また、現場における破壊行為にどのような組織・個人がどうかかわったのかについても未だ不明な点が多い。しかし、ここで「M社によってC集落住民の農地の一部が破壊された」と明言したのは、政府の文書にM社を破壊行為の主体とみなす表現がみられるからである。2015年7月の農地の「破壊」の直後、環境林業大臣が南スマトラ州知事およびムシ・ラワス県知事宛にこの問題への対応を求める文書 (S. 317/ Menlhk-PSKL/2015) を出しているが、そのなかで「M社による強制排除を止めさせるための支援を求める」という文言が認められる。また、同時期に環境林業省持続的生産林管理総局長がM社宛てに出した文書 (S.326/PHPL-SET/2015) では、M社に対して「(土

されなかった。しかし、その約8か月後の2016年の3月、M社、県林業局、地方警察、地方軍管区の兵士などからなる「2016年保全林地域返還統合チーム」が、事前に住民と十分な話し合いをすることも、適切な代替措置を講じることもなく、C集落の家屋と農地のすべてを破壊した。この「強制排除」によって、C集落住民のすべてが住む家と生活の糧を失い避難民となった<sup>5)</sup>。

この強制措置に対して、県林業局森林目録・森林利用調整部長(当時)のRS氏は、(強制排除)はその土地の保全機能を回復するためのものであり、法を執行する取り組みだったと述べている [CNN Indonesia (online) 2016]。

強制排除されたほぼすべての住民が、M社が事業許可を得た後にチャワンに移住してきた人びとである。したがって、彼らは企業の事業地に無断で居住し、耕作を始めた「不法占拠者」ということになる。そうした彼らの違法性(あるいは法の逸脱性)だけを見てしまうと、強制排除はやむを得ないものであり、生活基盤を失った住民の生活再建は自助努力で行うべきであるということになる。

しかし、なぜ彼らがそこに暮らすことになったのか、なぜ、約900人もの人びとが暮らし、イスラーム礼拝所や学校を備えた大規模な集落が形成されるに至ったのかをつぶさに見てゆくと、不法占拠状態を生み出した責任をC集落住民だけに負わせることはできないように思われる。結論を少し先取りすることになるが、C集落住民は、法に背くことのリスクを承知の上でそこで「不法占拠者」として生きることを自らの意思で選択した「法の逸脱者」というよりも、いくつかの背景的要因によって自らのあずかり知らぬところで「不法占拠者化された人びと」とでも表現できる人びとである。本論文が試みるのは、こうした不法占拠状態を生み出した背景要因を明らかにすることを通して、強制排除された人びとが「不法占拠者化された人びと」であることを描くこと、そして、そのことを踏まえて、誰のどのような責任のもとでいかなる生活再建の道が模索されるべきかについて論じることである。

本論文の構成は以下の通りである。まず次章で、C集落およびM社の概要と本論文の資料の収集方法について説明する。続くIII章では、C集落の形成過程について述べる。IV章では、強制排除事件の模様と強制排除後のC集落住民の暮らしと帰還に向けた住民の取り組みを描く。V章では、不法占拠状態を生み出した背景要因として「産業造林型移住事業の制度的欠陥」と「不十分な事業地管理」を取り上げ、これらが不法占拠者を大量に生み出すことにどうつながっていったかを論じる。最後に、それまで述べてきたことを踏まえて、強制排除された人びとの生活再建に対する責任と今後の課題について述べる。

地) 紛争解決において抑圧的な手段を取らないよう」求めている。

5) Wijaya (online) [2016], インドネシア環境フォーラム・南スマトラ代表(当時)HJ氏への聞き取り(2016年8月11日)、及び、C集落住民約20名を対象にしたグループインタビュー(2016年8月13日)による。

なお、本研究では、M社およびM社の親会社である日本の総合商社丸紅株式会社（以下、丸紅）、強制排除を主導した県林業局の当時の責任者、インドネシア環境林業省のこの問題の担当者に十分な聞き取りができていない。また、C集落住民が各地に散らばって生活しているため、話を聞いたのは住民の一部である。このようにデータの不足があり、「事実」の立体的な記述およびそれに基づく考察において課題が残されていることをここで断っておく。

## I 調査対象および本論文で用いる資料

### 1 C集落の概要

C集落があった場所は、ムシ（Musi）川の支流であるスマングス川とチャワン川に挟まれた標高約130mのミネラル土壌の広がる地域であった。行政的にはムシ・ラワス県ムアラ・ラキタン（Muara Lakitan）郡に属している。

1970年代以降、チャワンには数家族の人びとが暮らすのみだったが、2007年ごろより他所から移住者がやってくるようになった。移住者が最も増えたのは2010年、あるいは、2011年ごろのことである。強制排除が行われる直前（2016年3月）には、そこには約295家族<sup>6)</sup>、約900人の人びとが暮らしていた。住民の生業は、ゴム、キャッサバ、トウモロコシ、陸稲、各種野菜の栽培などであった（図1）。

C集落の規模が大きくなるにつれて、既存の行政村に集落を組み込んでもらうことを望む声が強くなり、2012年末に集落から十数キロ離れた Bumi Makmur（Bumi Makmur）村（以下、B村）がC集落をその行政集落（*dusun*）のひとつとして受け入れることになった。以後、B村は7つ目の集落として様々な支援を行ってきた。しかし、その後、C集落がM社のコンセッション内に主にスマトラゾウの保全のために設けられた保全地区内に作られた集落であること、および、後述するように、その集落形成の背後に「違法な土地権の売買があった」ことが県林業局などによって問題視されるようになり、2015年7月と2016年3月の二度の強制排除措置によって、破壊されることになるのである。

強制排除後、C集落住民はB村に避難した。時がたつにつれて村を離れる者が増え、2019年8月時点で、B村に暮らすC集落避難民は25家族程度となっていた。

現在、家屋や農地など人びとが暮らす場としてのC集落は存在していないもの<sup>7)</sup>、「チャ

6) ここでいう「家族」とは、基本的には既婚の男女からなる集団をさす。しかし、結婚後、配偶者と離別や死別した者もひとつの独立した家族として数える。2016年3月時点でC集落には約200軒の家屋があったといわれており、ひとつの家に複数の家族が同居しているというケースも少なくなかった。

7) 強制退去後、C集落のあった場所にはM社がユーカリを植栽したため、現在（2019年8月時点）は、ユーカリとアカシア（よそから種が運ばれ生えてきたもの）と他の自然植生が混交する二次林となっている。

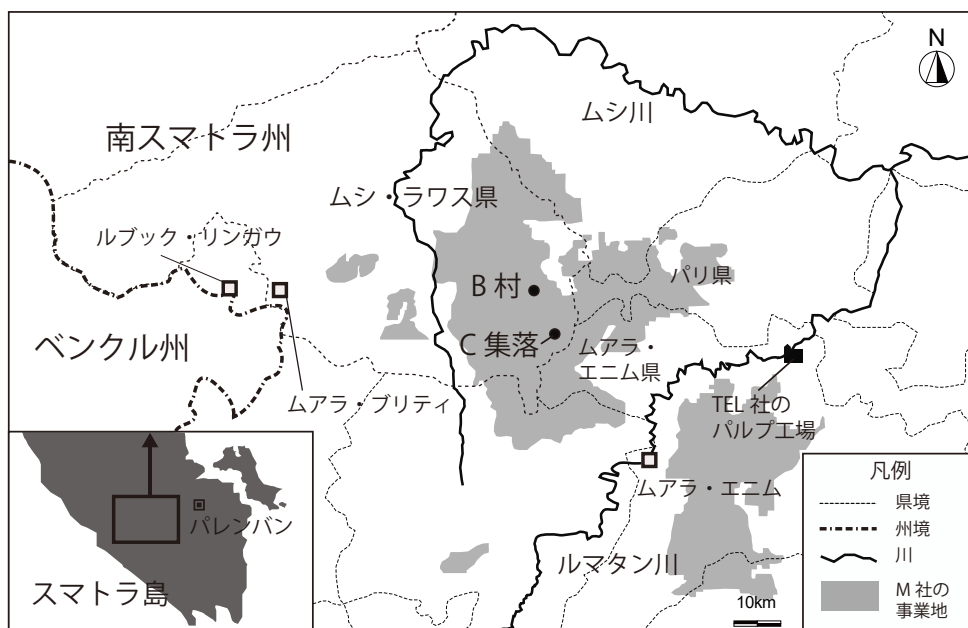


図1 M社の事業地とC集落

出典：SK No. 866/Menhut-II/2014 をもとにインドネシア環境フォーラム・南スマトラが作成した地図, "Peta Sebaran Konsesi PT. Musi Hutan Persada" (未公開資料), Peta Tematik Indonesia が作成した地図, "Peta Administrasi Provinsi Sumatera Selatan" [Peta Tematik Indonesia (online) 2015], および、筆者がGPSを用いて収集したB村とC集落の位置データをもとに筆者作成。

ワン・グミリアル集落の住民だ」という共同意識を持ち、チャワンに戻って生活を再建したいという思いを共有する人たちの集団は存在する。強制排除後、C集落住民たちはインドネシア環境フォーラム・南スマトラ (WALHI Sumatra Selatan)<sup>8)</sup>の支援をうけながら土地に対する権利を求めて政府(県政府, 州政府, 環境林業省)に要求をしてきた。そうした活動を中心で担ってきたのは2017年に結成されたチャワン農民組合 (Serikat Tani Cawang) —2018年にチャワン森林農民組合 (Kelompok Tani Hutan Cawang) に名称変更—である。これはC集落にかつて暮らし、チャワンへの帰還を望んでいるすべての避難民からなる住民組織である。

同組合代表のSH氏(1970年生まれ, 女性)はC集落住民全員の帰還を望んでいるが、避難民が一人, また一人, とB村を去るなか連絡が取れなくなっている者も少なくない。後述

8) 南スマトラ州において、企業活動などに起因する環境破壊により生活被害を受けている人びとの権利擁護の活動を行っている環境NGO。

するように、チャワン森林農民組合は2018年6月に環境林業省にチャワンの土地への帰還を求める提案書を提出しているが、そこに署名している避難民は、SH氏らが携帯電話などで連絡をとることができた111家族であった。

## 2 M社の概要

インドネシアの国土は、国有林 (hutan negara)、非国有林／権利林 (hutan hak)、他用途地域 (areal penggunaan lain: APL)、および、その他の私有地・コミュニティ保有地に区分される。これらのうち、国有林は、その土地が発揮する主要な機能に応じて、さらに生産林、保護林、そして保全林に区分されている [Rakatama and Pandit 2020]。産業造林が可能なのは、国有林のなかの生産林のみである (2008年第3号インドネシア政府令)。

インドネシアにおいて産業造林事業を行うためには、インドネシア政府 (旧林業省、2014年に環境林業省が設置されてからは同省) から事業許可を得なくてはならない [Hidayat 2018]。現在のM社の事業は、1996年1月29日づけで南スマトラ州内の約296,400ヘクタールの生産林に対して林業省 (当時) から発給された事業許可である「1996年第38号林業大臣決定 (Keputusan Menteri Kehutanan Nomor: 38/Kpts-II/1996)」に基づいている [Tim Assesor Working Group-Tenure 2014: 43]<sup>9)</sup>。

M社の事業地は、ブナカット (Benakat) 地区、スバン・ジェリジ (Suban Jeriji) 地区、マルタプラ (Martapura) 地区の三つの地区からなっている。C集落があった場所は、ブナカット地区に位置している。

M社が事業許可を有するこの広大な土地のいくつかの場所では、地域住民が土地に対する権利を主張し、M社に対して土地の返還や補償金の支払いを求めている。インドネシア環境フォーラム・南スマトラによると、同組織が記録しているだけでも、少なくとも30件 (2018年時点) の社会紛争があるという [WALHI Sumatra Selatan 2018]。なお、これはM社と住民との土地紛争の一部であり、実際はこれよりも多くの紛争が起きているはずだと同組織代表EP氏は述べている<sup>10)</sup>。

M社ホームページによると、同社は974人の正社員を雇用するとともに、植林のための整地、種苗、植栽、保育、森林保護、収穫、輸送に携わる約1万人の雇用機会を提供している [PT. Musi Hutan Persada (online) 2018]。労働者たちは、M社のコンセッションエリア周辺の村や「産業造林型移住事業 (Trans HTI)」によって作られた村の住民などである。

9) M社が最初に事業許可を得たのは1991年のことである。この時にM社が当時の林業大臣から発給を得たのは暫定的産業造林事業許可、SK Menhut Nomor. 205/Kpts-II/1991であり、のちにSK Menhut Nomor 316/Kpts-II/1991に更新されている [Tim Assesor Working Group-Tenure 2014: 42]。

10) EP氏への聞き取り (2019年8月24日) による。



さて、ここでいう「産業造林型移住事業」とは、パルプ原木生産のための「造林事業」と、ジャワなど人口稠密な地域および事業地周辺地域から、事業地内に新たに造成される村に希望者を移り住ませる「移住事業」とを組み合わせた事業である。「参加者の所得向上とともに、産業造林労働者の確保」を目的として南スマトラ州では1992年に始められた。主務省庁は移住省(当時)である。参加者には1家族あたり、1棟の家屋、家庭菜園用の土地(0.25ヘクタール)、そして1ヘクタールの土地に対する林産物採取権(hak pemungut) —M社の場合、ゴムの樹液採取権—が提供された。1994年までに14の移住村が作られ、4,523世帯が入植した[横田・井上1996]。B村もその一つである。

1994年にムアラ・エニム県のある産業造林型移住村で調査を行った横田康裕と井上真によると、ムシ川とルマタン川に挟まれた地域でパルプ原木生産のための植林が始まったのは1990年のことである[横田・井上1996]。この事業を担ったのがM社であった。当初はスハルト大統領(当時)の政商として知られるプラヨゴ・パンゲストゥ(Prayogo Pangestu)が率いる財閥、バリトー・パシフィック・グループの子会社、エニム・ムシ・レスタリ社(Enim Musi Lestari社)の単独事業だったが、1991年3月に産業造林公社(PT INHUTANI II)と合併し、M社が設立された[横田・井上1996]。

M社設立の主要目的は、同州ムアラ・エニム県に当時建設予定だったパルプ工場に原料を供給することであった。この工場は、バリトー・パシフィック・グループ、旧海外経済協力基金(OECF)、丸紅、そしてスハルトの長女が出資して、1997年に建設されている[安倍2001]。工場を経営するのは、M社と同じ時期(1990年)に設立された、バリトー・パシフィック・グループの子会社、タンジュン・エニム・レスタリ社(TEL社)である[安倍2006:88]。現在もM社のパルプ原木生産は、このTEL社のパルプ工場(生産力はパルプ年産45万風乾トン)への原料供給のために行われている。

さて、M社の事業には、当初から丸紅が関わってきた。M社が生産するパルプ原木の供給先であるTEL社の創設に、丸紅が資本参加したことはすでに述べた通りである。丸紅はかねてから重点分野の事業として南スマトラ州のパルプ事業の経営権取得を目指して段階的に出資比率を引き上げてきた(M社設立時に丸紅の出資比率がどのくらいだったかについては不明)。そして2005年には、M社とTEL社への出資比率をそれぞれ60パーセントと85パーセント(間接出資分を含む)にまで高め、南スマトラにおける紙パルプ事業の経営権を取得した[丸紅株式会社(オンライン)2005]。

それから10年後の2015年3月、丸紅はM社の株式を100パーセント手に入れ、同社を完全子会社化した。C集落の強制排除事件が起きたのは、丸紅によるM社の完全子会社化の直後(2015年7月と2016年3月)のことであった。したがって、M社がこの事件に対して負うべき責任は親会社である丸紅が負う関係にある。

### 3 本論文で用いる資料とその収集方法

本論文の基になる資料は主に、B村村長など村のスタッフへの聞き取り、B村で「避難生活」を送っているC集落住民、かつてチャワンに農地を開いたことのあるB村住民への聞き取りで得られた「語り」である。聞き取り調査は主に、B村で実施したが、C集落があった場所にC集落住民とともに訪問し、現場を歩きながら聞き取りをおこなったりもした。

また、ムシ・ラワス県の県庁所在地、ムアラ・ブリティ (Muara Beliti) で、県人口・住民登録局職員や元県林業局職員に対して「違法」に形成された集落への行政の対応に関する聞き取りをおこなった。また、南スマトラ州の州都パレンバン (Palembang) では、インドネシア環境フォーラム・南スマトラと自然資源保全局 (Balai Konservasi Sumberdaya Alam: BKSDA) 職員に、それぞれ、強制排除の経緯やチャワンのゾウの生息地としての重要性などについて聞き取りをおこなった。

以上の南スマトラ州での聞き取り調査は、2016年8月11日～8月18日、2018年3月14日～3月18日、2019年8月26日～9月3日にかけて実施した (B村への滞在日数は述べ12日間である)。

またこの強制排除事件もう一方の当事者である、M社およびM社の経営権を持つ丸紅に対しては2018年7月2日付でA4用紙5ページ、4項目からなる「質問状」を筆者が送付し、A4用紙3ページからなる回答 (2018年10月18日付) を受け取った。それも資料として活用した。

## II C集落の形成

環境林業省 (Kementerian Lingkungan Hidup dan Kehutanan: KLHK)、国家土地庁 (Badan Pertanahan Nasional: BPN)、NGO、住民組織などのネットワークである「林地保有に関するワーキンググループ (WG-Tenure)」が、2014年10月、B村を含む南スマトラ州内の二つの地域を対象に土地利用と土地紛争に関する調査を行っている。その報告書 [Tim Assesor WG-Tenure 2014] では、C集落形成の経緯は以下のようなものとして描かれている。

C集落があった地域は1970年代にはまだ豊かな森が残っていた。1991年にM社が最初に事業許可を取得して以降、この土地一帯は企業の事業地内の保全地区となったが、1997年の長引く乾期に起きた大規模火災によって森林が焼失した。この時はまだこの地域に居住者はいなかった。しかし、2005年にこの地域の地勢をよく知っている者が数名、草地を刈りはらって小規模な畑を作り、そのうちの一人 (以下、A氏) が2008年にゴムを植栽した。そして2010年に、A氏はある「お金持ち」と知り合いになった。その「お金持ち」は、彼に共同で約30ヘクタールのゴム園を造成する話を持ち掛け、そのための資金を用意した。A氏はそ

の資金を用いて何人かを雇い、畑を造成したが、その後、畑を造成した者たちによってその土地は別の者に売られてしまった。その後、A氏はその場所を去り、ブロック・チャワンの別の場所（同じくM社の事業地内の保全区域内のある場所）に移り住んだ。そして、ブロック・チャワンの保全区域を自らの土地であると主張するようになった。そのため、2011年には他所から土地を求めてやってきた人びとが彼のもとを訪れるようになり、彼はそうした者たちに土地開墾のために奮闘したことへの対価を支払うよう求めた。その後も土地を求めてくる人が増え、やがてそこに居を構えて暮らし始める人も出てきた。こうして2013年には数百名からなる集落が出来上がった [Tim Assessor Working Group-Tenure 2014: 48-49]。

筆者がC集落の形成過程について現地調査で聞き取った内容は、上記の説明とは、(完全に矛盾するわけではないが) 少し異なる。

M社が事業許可を得る前、チャワンでは複数の木材伐採企業が商業伐採をおこなっていた。ブンドポ (Pendopo) 出身の男性、GM氏 (年齢不詳, 男性) は11歳のころから (おそらく1970年代に)、そこで伐採企業の物資の運搬労働者として働いていた。伐採企業が操業を止めた後も、GM氏はスク・アナック・ダラム<sup>11)</sup>の女性と結婚した彼の兄弟とともにそこに小さな畑を作って暮らしていた<sup>12)</sup>。2008年ごろにチャワンに入植したND氏 (生年不明, 40代, 男性) によると、当時チャワンには3家族が居住しているのみであった。チャワンには大きな木はほとんどなく、草地が広がっていたという。彼はGM氏に許可を得て、そこに畑を開いた。その後、チャワンに耕作可能な土地があるといううわさが広がり、近隣村やランプン州などからの移住者が増えていったという<sup>13)</sup>。GM氏自身、チャワンに居住する者が増え、そこがやがては大きな集落に発展することを願っていたため移住者の移住を歓迎した<sup>14)</sup>。

その後、遅くとも2011年までに、新たに移住してくる者からウパー・リンティス (upah rintis)<sup>15)</sup> と呼ばれる、いわば「開墾・境界画定手数料」を徴収する「委員会」が組織された。2011年にチャワンに入植したMD氏 (1968年生まれ, チャワン森林農民組合代表SH氏の夫) によると、当時のウパー・リンティスは、2ヘクタールで50万ルピア (約3,980円)<sup>16)</sup> だった。2ヘクタールを一つの単位として、同委員会が入植者に土地を配分した。なお、この手数料は境界画定を行うために現場で境界線に沿って森を刈り払う者への謝金 (当時一人当た

11) スク・アナック・ダラム (Suku Anak Dalam) は、スマトラ島のジャンビ州や南スマトラ州に暮らす「先住民」のひとつで、森林のなかを遊動しながら、狩猟採集と交易で生計を営んできた人たちである。現在は定住化が進んでいる。

12) GM氏に対する聞き取り (2019年8月28日) による。

13) ND氏への聞き取り (2016年8月12日) による。

14) GM氏に対する聞き取り (2019年8月28日) による。

15) ウパー (upah) は「賃金」や「謝金」の意。また、リンティス (rintis) には、「森をきりひらくこと」、あるいは、「切り開いた森と未開拓の森との境界線を示す小道を作ること」といった意味がある。

16) ルピアのレートは、1ルピア = 0.007964円として計算。

り約7万ルピア)と、集落の公共事業のための資金を集めるために徴収されたものであった。50万ルピアのなかから、作業を行った者への労賃を支払い、余った分を委員会が管理した。プールされた現金は、集落の公共施設(イスラーム礼拝所や学校など)の建設費用に充てられた<sup>17)</sup>。

ところで、C集落形成の初期(おそらく2010年頃)には、B村の産業造林型移住事業参加農家(以下、「参加農家」)や、参加農家から家屋やゴム採取権を購入しB村に移住した者—本論文ではこれを代替農家(pengganti Trans-HTI)と表現する—と彼らの息子世代(参加農家や代替農家の第二世代)が当該地域において土地を開墾している<sup>18)</sup>。彼らはB村からC集落に通いながら、ゴム園の造成やキャッサバ栽培などをしていた。しかし、彼らの多くは経済的に余裕がなく、M社の造林・保育労働者として働いたり、ゴムの樹液採取労働に従事したりするのに忙しく、C集落に通えなくなる者もいた。また、十数キロの距離があるB村とチャワンのバイクでの往復に必要な燃料費を負担に感じる者もいた。そのため、彼らのなかには、C集落への入植を希望する他所からの移住者に、これまで土地に対してつぎ込んだ労力(叢木の伐採や整地のための労働)への対価(pancong alas)としていくらかの金銭を受け取るかわりにその土地の権利を移譲した者も少なくなかった。

以上述べた金銭のやり取りは、後に県林業局などから「違法な土地の売買」とみなされた。C集落の強制排除に至る経緯を知っており、実際に強制排除に立ち会った、県林業局森林目録・森林利用調整部(Bidang Inventarisasi dan Tata Guna Hutan)の元職員(インタビュー時はムシ・ラワス県の他の政府組織に異動)は、強制排除に踏み切ったのは「土地所有者を名乗る者」と域外からやってきた移民とのあいだで「国有地の違法な売買」が行われたことを重く見たからだと言っている<sup>19)</sup>。

これに関して、チャワン森林農民組合長SH氏やB村村長SG氏は、金銭の授受は、集落の公共施設建設費用の捻出と境界画定作業に携わった人への謝金の支払い、および、耕作に費やした労力にみあった対価の支払いであり、県林業局などが考えているような、「土地売買(jual-beli tanah)」には当たらないと主張している<sup>20)</sup>。

いずれにしても、以上のような経緯を経て、2010年ごろからC集落には、B村住民や他地域からの移民が農地を開いていった。彼らは草地にまばらに樹木が生育する疎林を開墾し、

17)MR氏に対する聞き取り(2019年8月27日)による。

18)HR氏(1968年生まれ、男性)に対する聞き取り(2019年8月27日)による。

19)2019年9月2日に行った元県林業局職員への聞き取りによる。尚、このことに関連して、木材伐採企業が操業していた時代からチャワンに暮らしてきたGM氏は、違法な土地の売買に関与したとしてムシ・ラワス地方警察に逮捕され、禁固刑を受けている(2019年8月28日のGM氏に対する聞き取りによる)。

20)SG氏に対する聞き取り(2016年8月16日)、および、SH氏およびMR氏への聞き取り(2019年8月27日)による。

ゴム、キャッサバ、トウモロコシ、陸稲、各種野菜を栽培して生計を立てた。なお、強制排除後、C集落の住民代表らが、B村に避難しているC住民を対象に、C集落で経営していた農地の面積や作目について聞き取りを行っているが、それによると、C集落住民の農地経営面積は一家族平均2.69ヘクタールであった(表1)。

表1 農地経営面積

	キャッサバ畑	ゴム園	陸稲	トウモロコシ	その他	計
集落全体	517	104	47.5	120.5	0.5	789.5
一家族平均	1.76	0.35	0.16	0.41	0.00	2.69

注:C集落避難民が2016年4月ごろに収集した294家族(811人)分の農地面積のデータを集計。収集時点で確認の取れた家族のデータのみで網羅的ではない。

出典:チャワン農民組合未公開資料より作成。

C集落では、居住者が増えるにつれ、集落の行政組織が作られ、集落の代表も選出された。そして、2012年には、集落代表らが住民証明書の発行など行政サービスを受けるために、自分たちの集落を正式な行政村として認めてもらうよう県政府に要求している。行政村になるためには、まずは既存の行政村の下位行政集落になる必要がある。そのため、彼らはまず、比較的近くにあるトリ・アングン・ジャヤ(Tri Anggun Jaya)村の村長に下位行政集落として村に組み込んでもらうよう依頼した。しかし、芳しい回答が得られなかったため、集落から約17キロメートル離れたB村の村長SG氏に支援を依頼した。同じ時期、SG氏はムシ・ラワス県政府(当時)から、C集落をやがて正式な行政村にすることを念頭に、C集落の「指導(bina)」を行うよう依頼されていた。以上の経緯を経て、B村は2012年末に村での話し合いを通じて、C集落をB村の7つ目の集落とすることを決定した<sup>21)</sup>。

なお、この時期に県政府がC集落を新たな行政村として承認するために動いていることが、筆者が入手できた行政文書から確認できる。例えば、2013年1月8日に開かれたムシ・ラワス県議会第一委員会の会議録(Nomor 170/20/Kom I/DPRD/2013)では、新しい行政村の設置にむけてC集落住民を支援するよう県政府に求める内容が記されている。同文書では、県政府官房(Sekda)第一秘書が、近く、行政部長やムアラ・ラキタン群長などを招集し、新しい行政村設置のための調整を行う、と書かれている。また、2013年2月18日付で発行された県地方官房の用務命令書(Nomor:090/56/ST/I/2013)では、C集落を新たな行政村とするにあたって必要な境界画定を行うよう命じている<sup>22)</sup>。

21) 以上はすべてSG氏への聞き取り(2018年3月16日)による。

22) 真偽のほどは不明だが、インドネシア環境フォーラム・南スマトラのEP氏がある情報筋から得た情報によると、ムシ・ラワス県政府がC集落を正式な行政村として認めようとした背景には、当時、プヌカル・アラブ・ルマタン・イリル(Penukal Abab Lematang Ilir)県一通称、パリ(PALI)県一の新設が議論されており、県境の境界画定が行われていたことがあるという(パリ県は2013年1

以上述べた経緯から、C集落がやがて正式な行政村になることをC集落に暮らす誰もが信じていた。しかしながら、先述の通り、2015年のある時点で、県林業局がC集落の違法性を問題視したため県政府はC集落をB村に属する集落として承認しなかった<sup>23)</sup>。そして、2015年7月の「一度目の強制排除」が行われることになるのである。

### III 強制排除事件とその後

#### 1 強制排除

冒頭で述べたように、2015年7月7日、県林業局職員、治安部隊、そしてM社職員からなる一団が、C集落住民のゴム園やキャッサバ畑などの農地の一部を破壊した[WALHI Sumatra Selatan (online) 2015]。住民はこれを「第一の強制排除 (pengusuran pertama)」呼んでいる。

「第一の強制排除」の直後、インドネシア環境フォーラム南スマトラは、破壊行為を停止して土地紛争解決に向けた話し合いを行うよう、M社および県林業局に求めた。また、脚注4)で述べたように、環境林業省・持続的生産林管理総局長が、2015年7月10日付の文書<sup>24)</sup>で、M社代表取締役に対し、紛争解決にむけて抑圧的な手段をとらないことを要請した。また、環境林業大臣も、2015年7月14日付の文書<sup>25)</sup>で、南スマトラ州知事およびムシ・ラウス県知事にM社によるCG集落の強制排除を止めさせ対話にむけた努力を払うよう求めた。それらのことが背景にあったのかどうかは不明だが、農地の破壊は7月17日頃に終わった<sup>26)</sup>。

その約8か月後の2016年3月17日、M社、県林業局、地方警察、地方軍管区の兵士などからなる「2016年保全林地域返還統合チーム」がC集落住民のゴム園、キャッサバや陸稲の植えられた畑やなどの農地を、重機を用いて更地にしていった(第二の強制排除)<sup>27)</sup>。

破壊された農地のなかには収穫を目前にしていた陸稲の植えられた畑や収穫の可能な

---

月11日にムアラ・エニム県から分離し、新しい県になっている)。ムシ・ラウス県政府としては、同県に属する行政村の下位集落としてC集落を取り込むことで、チャワン周辺の土地をめぐる、他県と争いが起きないようにするねらいがあったという(2016年8月12日、インドネシア環境フォーラム・南スマトラEP氏への聞き取りによる)。

23) SG氏への聞き取り(2018年3月16日)による。

24) Direktorat Jenderal Pengeloraan Hutan Produksi Lestari 発行文書(S.326/PHPL-SET/2015)を参照。

25) Menteri Lingkungan Hidup dan Kehutanan 発行文書(S. 317/ Menlhk-PSKL/2015)を参照。

26) WALHI Sumatra Selatan (online) [2015], インドネシア環境フォーラム・南スマトラ代表(当時)HJ氏への聞き取り(2016年8月11日), 及び,C集落住民約20名を対象にしたグループインタビュー(2016年8月13日)による。

27) Wijaya (online) [2016], インドネシア環境フォーラム・南スマトラ代表(当時)HJ氏への聞き取り(2016年8月11日), 及び,C集落住民約20名を対象にしたグループインタビュー(2016年8月13日)による。

キャッサバ畑があった。住民たちは、せめて畑を破壊する前にこれらの作物を収穫させてほしいと懇願したが、同チームはそれを許さなかったという<sup>28)</sup>。

農地の破壊がはじまってから約1週間後、C集落の各戸の壁に「集落の建物の取り壊しを遅くとも3月28日に行う」ことを通知する張り紙が張られた。そして、3月28日から3月30日までに、イスラーム礼拝所を除き、約200戸の全民家、そして集落の公共施設が完全に破壊もしくは撤去された。ここでいう公共施設には、C住民が現金を集めて2013年に建てた小学校（約30人の生徒が学んでいた）と、2013年と2014年に「村・後進地域開発・移住省（Kementerian Desa, Pembangunan Daerah Tertinggal dan Transmigrasi）」の支援によって設置された太陽光発電施設が含まれている<sup>29)</sup>。この強制排除により、約900人の全住民が住む場所と生計手段を失った<sup>30)</sup>（写真1）。



写真1 2016年3月の強制排除により更地になった元C集落跡地  
出典：2016年8月、チャワングミリアル集落跡地で筆者撮影。

冒頭で述べた通り、強制排除が行われたのは、C集落のあった場所を含むブロック・チャワン帯がスマトラゾウの生息地（ゾウが移動するルート）になっており、M社の事業計画で定められている「保全区域」になっていたからである。筆者が送付した「質問状」に対する回答で、丸紅パルプ部は、2018年1月に、同地域において、4グループ計20頭のスマトラゾウを確認していると述べている〔丸紅株式会社パルプ部2018〕。

この強制排除はあくまでも政府の判断で行われたものと丸紅パルプ部は述べている。同社パルプ部は、筆者が送付した質問状に対する「回答」のなかで、コンセッション保持者（事

28) ランブン州からC集落に2012年に移住したTM氏に対する聞き取り（2018年3月16日）による。

29) SG氏への聞き取り（2016年8月16日）による。

30) インドネシア環境フォーラム・南スマトラ代表（当時）HJ氏への聞き取り（2016年8月11日）、及び、C集落住民約20名を対象にしたグループインタビュー（2016年8月13日）による。

業許可取得者)の義務として不法占拠から土地を守らなくてはならないことから、不法占拠状態を政府に報告してきたと述べている。そして、不法占拠が始まって以来(丸紅の認識では2011年以来)、M社は不法占拠者に元の居住地に戻るよう呼びかけてきたにもかかわらず「不法占拠状態が継続していたところ、政府の判断でアクションが起こされた」と説明している[丸紅株式会社パルプ部2018]。確かに、「政府の判断でアクションが起こされた」という説明は間違いではないだろうが、そうした判断の背後にはM社からの要請があったようである。先述の県林業局元職員は、「不法占拠者を(チャワンから外に)退去させるためにサポートしてほしい」との依頼がM社から県林業局にあり、強制排除はそれに基づいて行われたと証言している<sup>31)</sup>。

## 2 強制排除後の避難生活

強制排除後、住民たちはしばらくB村の集会所に避難をしていたが、一部の者はB村の空き家などに移り住み、別の一部は徐々に周辺の村に移り住んでいった。またなかには、スマトラ島の他州(ランブン州など)や島外(ジャワ島やカリマンタン島など)に出ていった者もいる。強制排除事件から約5か月後の2016年8月時点で、B村に暮らしていた避難民は約70家族であったが、2019年8月には約25家族に減少していた。

筆者が話を聞いたC集落住民のほとんどが出身地にあった家屋や農地(持っていなかった人もいた)を売り払って移住してきた人たちである。例えば、SM氏(1948年東ジャワ生まれ、男性)は、28歳の時に妻とともに東ジャワからランブン州のタンジュン・カラン(Tanjung Karang)に移住し、製材の仕事で生計を立てていた。しかし、全く貯金ができない生活だったため、農地が安く手に入ると聞いたメスジ(Mesji)に移住し、製材と農業労働者としての仕事をしながらお金をためた。そのお金で1979年に1ヘクタールの土地を購入し、ゴムを植えた。1984年からゴムの樹液採取が可能になったが、それだけでは食べてゆけず、製材の仕事をつづけた。1981年に第一子を設け、1991年までに4人の子供を授かった。すべて男子である。メスジでは新たに耕作可能な土地がなく、また既存の農地を購入することも難しかった。2011年ごろ、人づてにチャワンに耕作可能な土地があると聞き、子供の将来のことを考えて移住を決意した。所有していた家屋とゴム園を5,200万ルピアで売り、チャワンに移り住んだ。移住後、彼と4人の息子がそれぞれ1ヘクタールの土地に陸稲を植えて、陸稲の収穫後にゴムとキャッサバを植えた。SM氏は「この年になって土地を追い出されることになるとは思ってもよらなかった。もしもそのまま住み続けることができていたならば今頃

31) 2019年9月2日に行った元県林業局職員への聞き取りによる。なお、強制排除のために現場に展開した治安部隊に費用を出したかどうかを問うCNN Indonesiaの質問に対し、M社「社会・森林警備」部長のMA氏は、治安部隊隊員の食費と燃料費を負担したことを認めている[CNN Indonesia (online) 2016]。



はゴムが収穫できたはずだ。土地を追い出された悲しみは、言葉で言い表すことができない」と語っていた。2019年8月時点で、SMは、B村住民からテンペ（大豆で作られた発酵食品）を1日に80個ほど仕入れ、それをB村のなかで売って生計を立てていた。テンペ3個を5,000ルピアで仕入れ、6,000ルピアで売っている。だいたい1日6万ルピアの収入が得られる。これが彼と妻の全収入である<sup>32)</sup>。筆者がB村で話を聞いたC集落住民の多くは、SM氏のように元いた場所に家がなかったり、生計手段がなかったりして、そこには戻れない者たちであった。

B村近辺で避難生活を送っているC集落住民のなかにはB村住民が保有するゴム園で樹液（以下、ゴム）を採取して生計を立てている者が多い。例えば、2012年にランブン州からチャワンに移住してきたTM氏（生年不明、50代、ランブン生まれ、男性）は、B村の住民から夫婦で約2ヘクタールのゴム園の採取を請け負っている。雨が降らなければ、5～6日間働いて約100キロのゴムを収穫できるという（写真2）。収穫したゴムはB村の仲買人に売り、収益をゴム園保有者と二分する。ゴム価格（仲買人による買値）はキロ当たり5,500ルピアから6,300ルピアの間を変動しているが、良い時でもTM氏夫妻の一ヵ月の収入は120万ルピアである。彼らは5歳になる娘と3人で暮らしているが、娘の将来のために貯金がしたくでも全くできない状態だと述べていた<sup>33)</sup>。



写真2 ゴム樹液採取をおこなうTM氏  
出典：2018年3月、B村にて筆者撮影。

またTM氏は、ゴム採取の賃労働は心理的にもつらい仕事だという。雨が降ったり、体調を崩したりしてゴム採取ができず、ゴム園保有者に手渡す売上金が通常よりも少ないことがある。そうした時には「収益をごまかしているのではないか」とゴム農園保有者から疑いの目を向けられているような気がするというのがしばしばあるという。またこうした疑いをもたれることで、いつゴム採取ができなくなるかわからないことに不安を感じているとも語っていた<sup>34)</sup>。

また、避難民のなかには、賃労働の仕事（インドネシア国営石油会社プルタミナのパイプ

32) SM氏への聞き取り（2019年8月27日）による。

33) TM氏への聞き取り（2018年3月16日）による。

34) TM氏への聞き取り（2018年3月16日）による。

ラインの施設や道路の補修などの仕事)を求めて居住地を転々と変える者がいるが、こうした家庭では小学校に通えていない子供もいるという話を聞いた。また現金収入が限られているため、制服や靴が買えずに学校に通うことを止めた子供たちもいるという<sup>35)</sup>。

### 3 帰還に向けた住民の取り組み

現在も多くのC集落避難民がチャワンへの帰還を切望している。チャワン森林農民組合は、インドネシア環境フォーラム・南スマトラの支援の下、C住民にチャワンの土地に対する権利を認めるよう次の二つの提案書を作成し、2018年6月に環境林業大臣に提出した[Dusun Cawang Gumilir 2018a, 2018b]。一つは、C集落住民がかつて居住し、耕作していた約1,600ヘクタールの土地の一部(370ヘクタール)を、インドネシア政府が進める土地改革のスキーム<sup>36)</sup>を用いて「国有林」から外して「多用途地域」<sup>37)</sup>に指定し、そこに居住地を作ることができるようにすることを求めるものである。もう一つは、残りの土地(1,298ヘクタール)を、「国有林」としての法的地位をそのままにして、環境林業省が実施する社会林業プログラムの対象地とし、C集落住民が森林を維持しながらそこで生計を維持できるようにする提案である。

後者の提案では、チャワンの両脇を流れる二つの川沿いに保護林地帯を、さらにその外側に予備地帯(住民が土地利用を行わない場所)を設け、(提案書では明示していないが)ゾウの移動に配慮した内容になっている。また、これら二つの提案書に先立ち、C集落住民57人が、署名付きの手書きの文書を環境林業省の「紛争処理局長」<sup>38)</sup>宛に送付し、チャワンにはゾウがいるが、これまで住民とゾウとの争いは一度も起きていないこと、および、(もしも帰還できたら)ゾウと共存する意思があることを伝えている(図2)。

なお、インドネシア環境フォーラム・南スマトラ代表EP氏によると、これらの文書の提出から現在(2019年8月時点)にいたるまで、環境林業省からは何の反応もないという<sup>39)</sup>。

35) EP氏への聞き取り(2019年8月14日)による。

36) 2015年に制定された5カ年の国家中期開発計画(2015年第2号大統領規則)で、インドネシア共和国大統領ジョコ・ウィドド(Joko Widodo)は「土地改革」を重要な開発目標の一つに挙げ、「土地改革対象地(Tanah Objek Reforma Agraria: TORA)」プログラムを進めている。これは、1)土地を事実上占有しているが土地権が正式に認められていない土地(国策移住政策によって作られた移住村の土地など)に土地権利証を発行して資産の合法化を図ることと(対象地:450万ヘクタール)、2)国有林指定を解除したり、すでに開発事業権の期限が切れた土地を活用したりして、農民や農園労働者などに土地を再分配すること(対象地:450万ヘクタール)の二つの柱からなっている[Syahyuti 2018]。

37)「多用途地域」については、第II章「2. M社の概要」を参照のこと。

38) 社会林業・環境パートナーシップ総局紛争処理・森林保有・慣習林局長(Direktur Penanganan Konflik, Tenurial dan Hutan Adat)のことを指す。

39) EP氏への聞き取り(2019年8月14日)による。



図2 C集落住民がゾウと共存する意思があることを伝えた手紙(2018年4月4日付)  
 出典：インドネシア環境フォーラム・南スマトラ提供。

#### IV 不法占拠状態を生み出した背景要因

M社が最初に産業造林事業許可を取得したのは既述の通り1991年である。チャワンに移民が流入してくるのは2000年代半ば以降であるから、C集落住民の事業地内の居住や耕作は「不法占拠」ということになる。こうした「不法占拠」の背景には、土地を必要とする貧困層が多数存在することや農業に適した広大な土地が植林企業により囲い込まれていることなどが指摘できよう。しかし、インドネシアの経済や土地行政にみられるこうした“ひずみ”とは別に、「不法占拠状態」を生み出すことを促した少なくとも次の二つの背景要因があると思われる。すなわち、(1) 産業造林型移住事業の制度的欠陥、および、(2) M社による不十分な事業地管理である。以下、順に見ていこう。

##### 1 産業造林型移住事業 (Trans-HTI) の制度的欠陥

「II C集落の形成」で述べたように、C集落形成初期の2010年ごろに、B村の産業造林型移住事業参加農家や代替農家、そして彼らの息子世代がチャワンでの耕作を始めた。そのひとり、HR氏によると、彼の知る範囲だけでそうした人たちは少なくとも15家族はいた。正確な数はわからないが、全体でみると、それよりはるかに多くのB村住民がチャワンでの

農地開墾耕を行ったはずだという<sup>40)</sup>。

B村は産業造林型移住事業村として1992/93年に設立された。受け入れ農家数は400家族であり、1993年当時にすでに400家族が暮らしていた。参加農家のなかには新しい土地での生活になじめない者がおり、1996年までに約半数が他出した。この時期に代替農家としてB村に移住したWR氏によると、彼らから家屋、家庭菜園、1ヘクタールの林産物採取権を購入しB村に移住した代替農家に他出者のほぼすべてが置き換わったので、そのときもB村の家族数は400家族程度であった<sup>41)</sup>。

2009年にB村には743家族、1,891人が居住していた[Badan Pusat Statistik Kabupaten Musi Rawas 2010]<sup>42)</sup>。つまり、移住村設置当時と比べて、C集落への入植がはじまった頃のB村の家族数は倍近くに増えたことになる。その間の約16年間、新たに子供を生んだり、子供が大きくなったりするなかで、彼らの将来を考えて、彼らが言うところの「眠った土地(lahan tidur)」、すなわち、国によっても企業によっても利用されていない土地への入植を考えた世帯も少なくなかったであろう。また、移住当時に子供だった者がその後B村で結婚し、村から出ることなく親世帯から独立して生活を始めるケースもあつたに違いない。彼らも生きていくために、また子供たちの将来のために、新たな耕作地が必要だったはずである。

このような理由からチャワンに入植した産業造林型移住事業参加農家の具体例として、ここでMH氏(1948年西ジャワ生まれ、男性)のケースを紹介する。

MH氏はB村設立当時にB村に移住してきた参加農家である。B村近辺に造成されるゴム園1ヘクタールに対する樹液採取権を手にするようになっていたが、移住当時、ゴム園造成予定地はまだ天然林に覆われていた。整地が行われたのは移住して約2年後のことである。M社が天然林を伐採し、整地を行い、MH氏がM社の用意したゴムの苗木を植えた。

移住後、2年間は政府からの食糧支援があつた。移住してから1995年までは、その食料支援と、M社の日雇い労働者として働いて得た現金で暮らした。しかし、食糧支援が打ち切られてからは、生活が苦しくなったため、ジャワ島のソロ(Solo)に出稼ぎに出て、コーヒー園の農業労働者として働いた。ソロとB村を往復する生活を約3年間続けた後、1995年にM社の契約労働者として、監視塔で火災を監視する仕事についた。給料は月給制で月額20万ルピアだった。これは乾季のみの仕事で、この給料だけでは暮らしてゆけなかった。また夜勤の仕事だったため、この仕事もしばらくしてやめた。2002年より、産業造林型移住事業参加農家に提供される1ヘクタールのゴム園—カプリガン(kaplingan)と呼ばれる一での

40) HR氏への聞き取り(2019年8月27日)による。

41) WR氏(1955年生まれ、男性)への聞き取り(2019年8月30日)による。

42) 2017年のB村の人口は2,945人である[Badan Pusat Statistik Kabupaten Musi Rawas 2018]。

樹液採取を開始したが、当時一週間働いて約30kgのゴムしか収穫できず、その販売収入だけでは食べていくのがやっとだった。

1996年ごろより、B村近くのM社事業地にある防火帯（アカシアなどが植林された区画の間の植林が行われていない場所）の1ヘクタールの土地に陸稲を植え始めた。当初は自給用のコメを作るために耕作したが、B村住民のなかにゴムを植え始める者が現れたため、それに倣って2007年ごろから、他出した長男を除く3人の息子とともに、焼畑跡地にゴムを植え始め、計6ヘクタールのゴム園を作った。MH氏はカプリガンのゴム園を経営し、新たに作った6ヘクタールのゴム園は、3人の息子がそれぞれ2ヘクタールを経営した。本来、ゴムは植栽後7年から8年で樹液採取を始めることができるといわれているが、息子たちは経済的に苦しかったため、植栽4年後の2011年から樹液採取を始めた。

MH氏の末子のSR氏（1985年生まれ）は、2005年からM社の契約労働者として、かつて父親が働いていた火災監視の仕事についた。給与は月給制で月額70万ルピアだった。食べてゆくには十分だったが、貯蓄が難しかったため2008年に辞めた。2010年に結婚。2011年から自身が管理する2ヘクタールのゴム園でのゴムの樹液採取を始めたが収穫は少なかった。これから授かる子供の将来を考えて、2011年にチャワンで2ヘクタールの土地を得て、その後1年ぐらいかけて1,000本のゴムの苗を植えた。しかし、除草剤を買うお金がなかったため十分に保育ができなかった。また、彼はチャワンに移り住むことはせず、B村とチャワンをバイクで往復していたが、一回の往復で24,000ルピアのガソリン代がかかった。そのため、SR氏は子のゴム園を手放すことにした。2013年に、オガン・コメリン・ウル（Ogan Komerling Ulu）県からB村に来ていた移住者に、これまでの労働の対価として900万ルピアの支払いをうけ、ゴム園の権利を移譲した。そして、その現金でB村周辺のゴム園1ヘクタールを購入した。調査時点（2019年8月時点）で、二人の子供（一男一女）と妻と4人で暮らすSR氏の主要収入源は3ヘクタールのゴム園である。SR氏は、農地を拡大しないでM社の事業地で造林・保育を行う労働者として働くことは考えなかったという。炎天下の下での重労働にみあった給与（2019年8月時点で7～8万ルピア/日）がもらえないことや、請負業者から給与が払われないことがあるからである<sup>43)</sup>。

筆者は、MH氏とSR氏のほかに、参加農家2名と参加農家第二世代2名に話を聞いたが、全員が上記と同様の理由により、チャワンにおいて農地を開墾している<sup>44)</sup>。

43) MH氏およびSR氏への聞き取り（2019年8月30日）による。

44) 参加農家のLT氏（1948年メダン生まれ、男性）およびLT氏の長女で同時期にLT氏とは別家族として産業造林移住事業に参加した参加農家RS氏（1970年生まれ（出生地不明）、女性）への聞き取り（2019年8月27日）、前述の参加農家第二世代HR氏への聞き取り（2019年8月27日）、および、参加農家第二世代のSL氏（1977年ムシラワス県生まれ、男性）への聞き取り（2018年3月17日）による。

既述の通り、産業造林型移住事業の制度では、参加農家1家族に対して、0.25ヘクタールの家庭菜園用の土地と、1ヘクタールのゴム園（カプリガン）に対する樹液採権が与えられる。参加農家が所有権・利用権を有するこれらの土地の総面積は、移住村建設時に決められ、その後増やされることはない。例えば、B村の場合400家族の参加農家を受け入れることになっており、400ヘクタールのカプリガンが用意された。この面積はその後の人口の自然増に合わせて増やされることはない。当該事業が始まった初期の段階では、その条件で参加農家が生活を送るのに大きな問題はなかったかもしれない（ただ、B村ではカプリガンの造成が遅れたことはすでに述べた通りである）。しかし、事業が始まって十数年が経過し、参加農家二世代が新たに家族をもつようになってからは、提供された計1.25ヘクタールの土地だけで彼らの生計維持上の必要を満たすことは困難であった。移住村における人口の自然増を見越した制度設計になっていないのである。なお、参加農家には、植林企業の労働者としての雇用機会が提供されることになっているが、その賃金水準は子供の教育費を賄うのに十分ではなかった。そのため、多くの住民がM社の雇用労働者として働き続けることに見切りをつけ、新たな農地の獲得に乗り出した。こうした、産業造林型移住事業の制度上の欠陥を、チャワンの不法占拠状態を生み出した一要因として指摘できる。

## 2 M社による不十分な事業地管理

丸紅株式会社パルプ部は、「質問状」への回答書のなかで、2011年より不法占拠者に対して「再三、同地はコンセッション内の「保全区域」であり「住居区域」でないことを伝え、元の居住地（中略）に戻るよう求めて」きたと述べている〔丸紅株式会社パルプ部 2018〕。また「不法占拠者との対話、働きかけといった日々の地道な作業」は常に行ってきたとも述べている〔丸紅株式会社パルプ部 2018〕。

しかし、筆者が話を聞くことができた18名のC集落住民のすべてが、M社からチャワンを立ち退くよう言われたことはなかったと述べている。例えば、2007年メダン（Medan）からB村に移住し、その後、2011年にC集落に入植してから2013年から約2年間C集落長を務めたHD氏（年齢不詳、40代、男性）は、「C集落に居住して以来、M社からその土地を立ち退くように言われたことは一度もないし、立ち退きを促すような手紙を受け取ったこともない」と述べている<sup>45)</sup>。

チャワンに居住し農業を行うことが、法的に問題があることをC集落住民が知ったのは、2015年7月の第一回目の強制排除の数か月前（証言により時期が異なるが、おそらく3月から5月にかけてのある時期）のことであった。この時、県林業局長（当時）のPE氏は、C集落を訪問して、チャワンが企業の事業地内に設定されている保全区域であり、そこに居

45) HD氏への聞き取り（2019年8月27日）による。

住したり、農地を耕作したりすることが法的に問題のある行為であることを告げた。しかし、この時はPE氏から立ち退きを求めるような発言はなく、住民が居住・耕作している土地の法的な地位をはっきりさせる必要があるということと、新たに農地を拡大しないことなどが告げられただけであったという<sup>46)</sup>。

先述のHD氏によると、2014年ごろ、C集落住民は各家族6万ルピアずつ出しあって、第8ユニット(M社の事業地区分のひとつ)のM社の事務所で重機(グレーダーとローラー)を借り、集落周辺の道路の拡幅と修繕を行った。この作業は一週間近く続き、重機を運転したのはM社で雇われている者だったという。この時もM社から立ち退きをうながすような発言は一切なかった<sup>47)</sup>。

またB村村長SG氏によると、C集落住民のなかには、M社の事業地で植林・保育の作業を行う労働者として働く者も少なくなかった。その際にも、雇用主からC集落がM社の事業地のなかに違法に作られた集落であることを問題にするような発言は一切なかったという。ただ労働者として働いたC集落住民はB村の「サブコントラクター」(M社から植林保育作業を請け負ったコントラクターからさらに作業を請け負う請負業者)に雇われることがほとんどだったので、事業地管理に責任を負うM社の正規職員は、植林・保育作業に従事した労働者のなかに「不法占拠者」がいることを把握できていなかった可能性がある<sup>48)</sup>。しかし、仮にそうであったとしても、事業地管理が不十分であったことは否めない。

さらに、M社は自らの事業地の境界線を記した地図を事業地付近の村に配布したり、現場に境界線を示した地図を掲示したりするようなことはしてこなかった。そもそも、M社は事業地の境界線を記した地図を公開してさえない<sup>49)</sup>。そのため、人びとは、どこが事業地内の土地なのかを知る術がないのである。

このように不法占拠者の流入を早い段階で食い止めるための「徹底した事業地管理」一対象地域が企業の事業地内の保全地区であることを明確に示したり、そこに耕作する人が現れはじめた段階で早期にそれを止めさせたりするための取り組み—をM社は行ってこなかつ

46) SG氏への聞き取り(2016年8月16日)、および、SHへの聞き取り(2016年8月13日)による。

47) HD氏への聞き取り(2019年8月27日)による。

48) SG氏への聞き取り(2016年8月16日)による。

49) 筆者は先述の「質問状」で「どの土地が植林可能で、どこで植林ができないのかを示す地図(事業地の境界線を示す地図)」が公開されているか、公開されていない場合、今後公開する予定があるかを尋ねたが、丸紅パルプ部の回答は、「本地図については公表されておりません。政府より発給されたものであり、MHPから開示することは差し控えさせていただきます」というものだった[丸紅株式会社パルプ部 2018]。なお、M社が現在の事業の根拠になっている「1996年第38号林業大臣決定」(産業造林事業許可)では、決定が出されてから二年以内に事業地の境界画定をしなくてはならないことになっているが、20年以上たった現在もそれは完了していない。丸紅パルプ部の上記の「回答書」によると、2018年10月現在、境界線設置が行われているのは「全体の約75%」[丸紅株式会社パルプ部 2018]である。

た。そして、そのことが、チャワンにおける不法占拠状態を生み出す背景要因のひとつになったのである。

なお、B村村長 SG 氏は、このことに関して次のように述べている。

チャワンに集落が形成されることになった原因の一つは M 社の不注意にもある。チャワンは「第 8 ユニット」に含まれる。そのなかにはいくつかのブロックがある。さらにそのブロックはいくつかのサブブロックに分かれている。そのそれぞれの区域に長がいる。C 集落は、ブロック・チャワンに含まれ、そこにもブロック長がいる。M 社がチャワンに人が住み始めたことを知らないはずがない。しかし、最初の段階で、人びとの居住を止めさせたり、新たな移住者の移住を食い止めたりする方策はとられなかった。むしろ M 社は C 集落住民を日雇い労働者として働かせていた。なぜ集落ができてから、4 年も 5 年もたってから破壊したのか。考えてみてほしい。例えば、ある人の家の庭に、誰かが家を建てようとしたとする。彼は、まず家の基礎を作り、壁を作り、屋根をつけて家を完成させ、そこに住み始めた。そこでようやくその庭の所有者ができてきて、「そこを出ていけ、出ていかなければ、私がおまえの家を取り壊す」と言ったとしたらどう思うか？ 今回の事件（注：強制排除）はそれと同じことだ<sup>50)</sup>。

### 3 C 集落を公認するような印象を与えた県政府組織の対応

以上述べた二つの背景要因に加えて、C 集落が公認された集落であるかのような印象を与えた県政府組織の対応を、不法占拠を促したもう一つの要因として指摘できるかもしれない。

B 村は 2012 年の末に、C 集落を下位行政集落として組み込み、C 集落に対する様々な支援を始めた。そして、その背景に C 集落の「指導」にあたるよう県政府から B 村に要請があったことはすでに述べた通りである。

2012 末から 2013 年初頭にかけて、県人口・市民登録局 (Dinas Kependudukan dan Catatan Sipil) による住民調査が行われ、この調査をもとに居住地を C 集落とする住民証明書 (KTP) が C 集落住民に発行されている (早い者は 2013 年に住民証明書を受け取っている)。さらに、2013 年に、村・後進地域開発・移住省の支援を受けて C 集落に太陽光発電設備が建設されたことはすでに述べた通りである。

これらの一連の動きは、C 集落の存在が地方政府に公認されているかのような印象を C 集落住民に与えた。彼らは、やがては自分たちの暮らす集落が正式な行政村になることを信じて、ゴムの苗木を植えたり、除草作業をおこなったりするなど、自らが耕作する土地に労働力を注ぎ込んだ。また、お金を集め、2013 年には小学校を、2014 年にはイスラーム礼拝所を建

50) SUG 氏への聞き取り (2018 年 3 月 16 日) による。



設した。しかし、C集落に対するこうした行政組織の様々な支援が新たな移住民の流入を促したのかどうかは筆者の聞き取り調査では十分に確認できなかった。筆者が聞き取りを行ったC集落住民は2013年9月に移住してきた1組の夫婦を除いて、皆2012年末以前にC集落に入植した者たちだったからである。

## V 討論：C集落住民の生活再建に向けて

本稿ではM社の事業地内に形成され、その後、強制排除させられたC集落を事例に、住民がどのような経緯でそこに移り住み、耕作することになったのか、また、そうした不法占拠状態を生み出した背景に何があったのかを見てきた。

既述の通り、M社は自らの事業地の境界線を記した地図を公開していない。そのため、C集落住民の多くは、チャワンの土地が居住・耕作の許されない企業の事業地であることを知る十分な術を持っていなかった。こうして、2010年以降、チャワンには多くの人が移り住み、農地を開いた。そうした不法占拠状態を生み出した背景には、彼らが当該土地の法的地位について無知であったことに加えて、事業開始から十数年後に必然的に土地不足を生み出す、制度設計上問題のある産業造林型移住事業や、不法占拠者の流入を早い段階で食い止めるための徹底した事業地管理をM社が怠ってきたことがあった。このことに目を向けると、C集落住民は、法に背くことのリスクを承知の上でそこで「不法占拠者」として生きることを自らの意思で選択した「法の逸脱者」というより、自らあずかり知らぬところで「不法占拠者化された人びと」とでも表現できる人たちである。その点を踏まえるならば、不法占拠状態を生み出す遠因を作り、強制排除に直接かかわった政府組織やM社は、強制排除がC集落住民に強いた受苦の軽減に対して「社会的責任」—法的責任を超えた責任—を負うと筆者は考える。

C集落住民がチャワンで築き上げた生活の基盤は、二度の強制排除で完全に破壊された。現在も多くのC集落住民が明確な将来設計が描けないまま、不安な避難生活を送っている。強制排除がC集落住民のその後の人生に与えた影響の大きさを考えると、一刻も早い生活再建が必要である。既述の通り、多くのC集落住民はチャワンに帰還し、ゾウと共存できる村の再建を望んでいる。それを踏まえると、政府組織やM社は、自らの責任の下に、まずは彼らが望む方向で生活再建のあり方を模索することが求められるのではないだろうか。

以上を前提としたうえで、最後に住民の生活再建に向けた今後の具体的取り組みの課題について若干の展望を述べておきたい。

筆者は、先の「質問状」のなかで、「農業ができる場所と、できない場所（郷土樹種を植えて森に戻す場所など）とに土地を区分したうえで、ゾウの移動ルートを保全することを住民

が約束し、かつ、環境林業省がそのことに同意した場合、住民が元居た場所に帰還することを許す」という選択肢があり得るかを聞いた。それに対して、丸紅パルプ部は「回答書」のなかで、「当該地の保全区域という区分を変更することは困難」であるとし、その理由として、「区分変更には環境影響調査が必要であり、既に象が生息していることを勘案すると保全区域は引き続き維持すべきという意見が環境林業省」にあること、および、「実際に生息する象と住民との conflict も想定」される、と述べている〔丸紅株式会社パルプ部 2018〕<sup>51)</sup>。

しかしながら、C 住民が帰還を希望している土地がゾウの保全上どの程度重要なのか、また、ゾウと住民との軋轢が回避不可能なのか否かを判断するに足る十分な生態学的知見があるのかどうかは疑問である。筆者が南スマトラ州自然資源保全局で確認したところ、チャワンの土地を、どのぐらいのゾウが、いつ（季節的に移動を繰り返すため、いつ頃の季節に）、どの程度の頻度で、どのように利用しているのかについての詳しい調査はまだ行なわれていないとのことであった<sup>52)</sup>。そうであるならば、まずは政府と M 社の責任において、C 集落のチャワンへの帰還とゾウと共存する集落建設が技術的に可能なのかを、生態学的見地から早急に検討する必要があると思われる。また、そうした生態学的知見を C 集落住民はもとより、C 集落住民の支援を行ってきたインドネシア環境フォーラム・南スマトラのような NGO と共有し、どのような形で生活再建を図るのがよいのかを、C 集落住民の声を丁寧に掬い取りながら決めてゆく必要がある。そして仮に、チャワンへの帰還が難しいと判断された場合でも、政府と M 社の責任において、住民の納得のゆく代替地の提供と生活基盤の整備が求められるのではないだろうか。

企業の事業地になっている森林地域に土地を求めて人びとが入りこむ「不法占拠者」の間

51) 筆者がインドネシア環境フォーラム・南スマトラの事務所代表（当時）の HJ 氏に行った聞き取り（2018年3月15日）で以下の証言を得た。すなわち、MHP 社と農民の土地問題について話し合うため 2016年9月23日にインドネシア環境フォーラム・ナショナル（WALHI Nasional）、インドネシア環境フォーラム・南スマトラ、M 社が環境林業省に呼ばれた。その際、当時の環境林業省事務次官（Sekjen）が、C 集落があった場所を保全区域に指定するかどうかは「技術的問題」なので、すぐに「事業計画」—RKUPHHK（Rencana Kerja Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu）のことであると思われる—を変更するよう M 社に求めたという。筆者は先述の「質問書」のなかで、このことが事実か、また事実であるとするなら、C 集落があった場所を保全区域の指定から外すことができなかった理由は何かを聞いたが、「回答」で得られたのは後者に対する返答のみであった（その返答がここに述べている内容である）。そのため、HJ 氏が述べたような、環境林業省事務次官と M 社とのやり取りが本当にあったかどうかは未だ不明である。この点については、今後、環境林業省事務次官への聞き取りにより事実関係を明らかにする必要がある。また、産業造林事業許可保持者（pemegang IUPHHK-HTI）は、事業地内の環境管理計画立案とその実施の義務を負うことが定められているが（2015年第12号環境林業大臣規則）、その実際の計画立案や改訂の過程に環境林業省がどの程度影響力を行使できるのか不明である。この点も今後の調査で確認する必要がある。

52) 南スマトラ州自然資源保全局職員 SA 氏への聞き取り（2019年9月3日）による。なお、SA 氏によると、同局はブナカット—スマングスの森林でゾウの詳しい生態調査をまだ行っていない。個体数のモニタリングは M 社自身が行っており、M 社が集めたデータが 6 カ月に一度、同局に提供されているのだという。

題は、今後、産業造林企業や生態系修復コンセッション保持企業が直面せざるを得ない重要な課題である。「不法占拠」状態を生み出さないためにいかなる政策支援が必要なのか。すでに不法占拠が行われている地域においては、強制的手段に頼らない問題解決をどのように図るべきなのか。仮に移転が必要であるならば、「不法占拠者」の移転後の生活再建を誰の責任の下でどのように進めていくべきなのか。これらの問題について、地域固有の文脈をふまえて、企業や政府組織の法的責任を超えた社会的責任の観点から、議論を重ねていく必要がある。

## 謝 辞

本研究は、科学研究費補金基盤研究C「植林と土地紛争がもたらす「被害」：フィールド研究からの環境ガバナンスの問い直し」(研究代表：笹岡正俊，課題番号：17K01998)の成果の一部である。情報を提供していただいたすべての組織、および、聞き取り調査に協力していただいたC集落住民の方がたに感謝します。また本論文は、2名の匿名の査読者の丁寧で的確な査読により大幅に改善された。査読者の方々にも謝意を表します。

## 参 考 文 献

[外国語文献]

Badan Pusat Statistik

2018 *Hasil Survei Pertanian Antar Sensus Sutas 2018*. Jakarta: Badan Pusat Statistik.

Badan Pusat Statistik Kabupaten Musi Rawas

2011 *Kabupaten Musi Rawas Dalam Angka 2010*. Lubuk Linngau: BPS Kabupaten Musi Rawas.

2017 *Kabupaten Musi Rawas Dalam Angka 2018*. Muara Beliti: BPS Kabupaten Musi Rawas.

Dusun Cawang Gumilir

2018a Usulan Perhutanan Sosial Skema Hutan Kemasyarakatan HKm Luas 1297 Ha. 2018年6月4日付でインドネシア環境林業大臣に提出された提案書(未公開資料).

2018b Usulan Tanah Objek Reforma Agraria Skema Pelepasan Kawasan Hutan Luas 370 Ha. 2018年6月8日付でインドネシア環境林業大臣に提出された提案書(未公開資料).

Fairhead, James., Melissa Leach, and Ian Scoones

2012 Green Grabbing: A New Appropriation of Nature? *The Journal of Peasant Studies* 39(2): 237–261.

Hidayat, Herman

2018 *Sustainable Plantation Forestry: Problems, Challenges and Solutions*, Singapore: Springer.

Pirard, Romain, Henri Petit, and Himlal Baral

2017 Local Impacts of Industrial Tree Plantations: An Empirical Analysis in Indonesia across Plantation Types, *Land Use Policy* 60: 242-253.

Rakatama, Ari and Ram Pandit

2020 Reviewing Social Forestry Schemes in Indonesia: Opportunities and Challenges, *Forest Policy and Economics* 111 (Article 102052).

Silalahi, Mangarah and Desri Erwin

2015 Collaborative Conflict Management on Ecosystem Restriction Concession: Lessons Learnt from Harapan Rainforest Jambi-south Sumatra-Indonesia, *Forest Research* 4(1) (DOI: 10.4172/2168-9776.1000134).

Syahyuti

2018 Harapan dari tanah objek reforma agraria (TORA), In *Ragam Pemikiran Menjawab Isu Aktual Pertanian*, edited by Sudaryanto, Tahlim, Syahyuti, Erma Suryani, and Ening Ariningsih, pp. 21-45, Jakarta: IAARD Press.

Tim Assesor Working Group-Tenure

2014 *Laporan Hasil Assessment dan Analisa Tenurial untuk Mendukung Rencana Pengelolaan KPHP Benakat Bukit Cogong, Sumatra Selatan*, Jakarta: Kementerian Lingkungan Hidup dan Kehutanan Republik Indonesia and The Asia Foundation.

WALHI Sumatra Selatan

2018 *Lembar Fakta: Catatan Pelanggaran Penerbitan dan Aktivitas Perizinan PT. Musi Hutan Persada*. WALHI Sumatra Selatan.

Yasmi, Y., J. Guernier, and C.J.P. Colfer

2009 Positive and Negative Aspects of Forestry Conflict: Lessons from a Decentralized Forest Management in Indonesia, *International Forestry Review* 11(1): 98-110.

[日本語文献]

安部竜一郎

- 2001 「環境問題が立ち現れるとき——ポリティカル・エコロジーへの構築主義アプローチの導入」『*相關社会科学*』11: 34-50.
- 2006 「途上国の自然資源管理における正統性の競合——インドネシア・南スマトラの事例から」『*環境社会学研究*』12: 86-103.

笹岡正俊

- 2019 「求められる紙原料企業の行動監視」『*グリーン・パワー*』482: 26-29.

丸紅株式会社パルプ部

- 2018 「MHP 社に関するお問い合わせについて (2)」(著者が送付した質問状に対する 2018 年 10 月 18 日付回答) (未公開資料).

横田康裕・井上真

- 1996 「インドネシアにおける産業造林型移住事業——南スマトラにおける事例調査を中心として」『*東大農学部演習林報告*』95: 209-243.

[ウェブサイト]

CNN Indonesia

- 2016 “Penggusuran Petani Rasa Marubeni.” Accessed on January 31, 2020.  
<https://www.cnnindonesia.com/nasional/20161231093143-20-183275/penggusuran-petani-rasa-marubeni>

Forest Trends

- 2015 “Indonesia's Legal Timber Supply Gap and Implications for Expansion of Milling Capacity.” Accessed on February 4, 2020.  
[https://www.forest-trends.org/wp-content/uploads/imported/for165-indonesia-timber-supply-analysis-letter-15-0217\\_smaller-pdf.pdf](https://www.forest-trends.org/wp-content/uploads/imported/for165-indonesia-timber-supply-analysis-letter-15-0217_smaller-pdf.pdf)

IUCN

- 2011 “*Elephas maximus* ssp. *sumatranus*.” Accessed on January 31, 2020.  
<https://www.iucnredlist.org/species/199856/9129626>

Peta Tematik Indonesia

- 2015 “Peta Administrasi Provinsi Sumatera Selatan”  
<https://petatematikindo.wordpress.com/2013/03/24/administrasi-provinsi-sumatera-selatan/>

PT. Musi Hutan Persada

2018 “Human Resource.” Accessed on January 8, 2020.

<http://www.mhp.co.id/about/human-resource>

丸紅株式会社

2005 「インドネシア事業の再構築について << チャンドラ・アスリ事業からの撤退とムシ・パルプ事業の経営権取得 >>」 2018 年 11 月 12 日アクセス.

[https://www.marubeni.com/jp/dbps\\_data/\\_material\\_/maruco\\_jp/data/news/2005/pdf/nl050426d.pdf](https://www.marubeni.com/jp/dbps_data/_material_/maruco_jp/data/news/2005/pdf/nl050426d.pdf)

Srinivas, Shivakumar, Keith Clifford Bell, Kurnia Toha, Arifin Zaenal, and William Collier.

2015 "A Review of Indonesian Land-based Sectors with Particular Reference to Land Governance and Political Economy." Accessed on February 4, 2020.

<https://www.oicrf.org/documents/40950/43224/A+Review+Of+The+Indonesian+Land+based+Sectors+With+Particular+Reference+To+Land+Governance+And+Political+Economy.pdf/eb96830d-fcee-a8cf-9e7a-d93d0c54ebd8>

WALHI Sumatra Selatan

2015 “Mengutuk Tindak Kekerasan dan Pengusuran Lahan yang Dilakukan PT. Musi Hutan Persada (Marubeni Cooperation) bersama Aparat Kepolisian, TNI dan POLHUT.” Accessed on August 20, 2016.

<http://walhi-sumsel.blogspot.jp/2015/07/siaran-pers-mengutuk-tindak-kekerasan.html>

Wijaya, Taufik

2016 “Terus Menggusur, PT. MHP Dinilai Tidak Patuhi Keputusan KLHK.” Accessed on August 20, 2016.

<https://www.mongabay.co.id/2016/03/18/terus-menggusur-pt-mhp-dinilai-tidak-patuhi-keputusan-klhk/>

WWF Indonesia

2014 “WWF welcomes APRIL Sustainable Forest Management Policy.” Accessed on February 5, 2020.

<https://www.wwf.or.id/en/?31064/WWF-welcomes-APRIL-Sustainable-Forest-Management-Policy>